

## 境港市公告第 25 号

公募型プロポーザル方式により、水木しげる記念館再整備基本構想・基本計画策定業務の受託候補者の選定を行うので、その参加申込書等の提出について、次のとおり公告する。

令和 3 年 5 月 10 日

境港市長 伊 達 憲 太 郎

### 1 業務名

水木しげる記念館再整備基本構想・基本計画策定業務（以下「本業務」という。）

### 2 本業務の概要

#### (1) 業務の内容

- ア 基本構想・基本計画策定に係る計画立案支援業務
- イ 水木しげる記念館再整備基本構想・基本計画検討委員会の運営支援
- ウ パブリックコメント等の実施支援
- エ 素案の公表

#### (2) 委託予定額

13,229,700 円以下（消費税及び地方消費税の額を含む。）

#### (3) 履行期間

契約締結の日から令和 4 年 3 月 25 日までとする。なお、市民や議会へ進捗状況を周知するため、素案の段階でも報告を求めることがある。

#### (4) 業務仕様書

別添「水木しげる記念館再整備基本構想・基本計画策定業務 仕様書」のとおり。

### 3 参加資格要件

#### (1) 基本事項

本プロポーザルに参加することができる者は、単独の事業者及び複数の事業者で構成される共同企業体のいずれかとする。

なお、共同企業体による提案の場合には、共同企業体内で代表者を決めるとともに、代表者は本プロポーザルに係る窓口となり、境港市と共同企業体との正確な意思伝達役を務めるものとする。

#### (2) 参加資格

参加者は、公告日において、次に掲げる要件を全て満たす事業者とする。なお、優先交渉権者の決定までの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

ア 令和 3・4 年度境港市測量等業務入札参加資格者名簿に登録されていること。

- イ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条に基づく一級建築士事務所登録簿に登録されていること。
- ウ 過去に、元請として博物館等施設に関する事業・運営計画を含む基本構想業務又は基本計画業務の実績を有すること。
- エ 管理技術者、担当技術者及び照査技術者の各技術者を配置することとし、各技術者は兼任することができない。なお各技術者は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 2 項の規定に基づく一級建築士の資格を有するものとする。
- オ 境港市建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱（昭和 62 年 4 月 1 日施行）に基づく指名停止期間が本業務の公告日から提案書等の提出期限までの間に入っていないこと。
- カ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- キ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ク 境港市暴力団排除条例（平成 23 年境港市条例第 14 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- ケ その他、市長が不適格と認める者でないこと。

(3) 共同企業体の場合の特記事項

- ア 共同企業体を構成する事業者のうち、代表企業が、上記（2）全ての参加資格を有するものとする。
- イ 共同企業体を構成する全ての事業者が、上記（2）オ～ケの参加資格を有するものとする。
- ウ 共同企業体を構成する全ての事業者が、単独または他の共同企業体に属して本プロポーザルに参加することはできないものとする。

4 公募開始から契約締結までのスケジュール

1	公募開始（公告日）	令和 3 年 5 月 10 日（月）
2	質問書の提出期限	令和 3 年 5 月 18 日（火）午後 5 時
3	質問に対する回答期限	令和 3 年 5 月 24 日（月）
4	参加申込書の提出期限	令和 3 年 5 月 27 日（木）午後 5 時
5	参加資格確認結果通知期限	令和 3 年 5 月 31 日（月）
6	提案書等の提出期限	令和 3 年 6 月 14 日（月）午後 5 時
7	審査	令和 3 年 6 月 22 日（火）予定

8	審査結果通知	令和3年6月28日（月）予定
9	優先交渉権者との契約締結	令和3年6月29日（火）予定
10	契約締結	令和3年7月1日（木）予定

## 5 参加申込の手続き

### (1) 提出書類

#### ア 参加申込書

単独事業者の場合【様式1-1】

共同企業体の場合【様式1-2】 ※共同企業体で参加する場合

イ 共同企業体結成届出書【様式2】 ※共同企業体で参加する場合

ウ 共同企業体協定書（任意様式）の写し ※共同企業体で参加する場合

エ 会社概要書【様式3-1】

オ 類似業務実績書【様式3-2】

※共同企業体で参加する場合、代表企業のみ提出すること。

※業務実績を証明するもの（契約書の写し等）を添付すること。

カ 一級建築士事務所登録書の写し

※共同企業体で参加する場合、代表企業のみ提出すること。

キ 返信用84円切手（参加資格確認結果通知。切手を封筒等に入れること。）

### (2) 提出方法

持参または郵送、宅配便（いずれの方法でも提出期限内必着とする。）

### (3) 提出期限

令和3年5月27日（木）午後5時

### (4) 参加資格確認

参加資格の確認結果について、令和3年5月31日（月）までに通知する。

### (5) 辞退届

参加申込書を提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届【様式5】を提出すること。

## 6 質問の提出及び回答

### (1) 提出書類

質問書【様式4】

### (2) 提出方法

電子メール

### (3) 提出期限

令和3年5月18日（火）午後5時

### (4) 質問に対する回答方法

令和3年5月24日（月）までに、境港市公式ホームページ上で、質問者の名称等を伏せた上で、意見表明等、本件の趣旨から逸脱している質問事項以外の質問に回答する。

## 7 提案書等の提出

上記5の参加申込書の提出後、参加資格の確認結果に合格した者のみ、提出できることとする。なお、プロポーザル参加資格の可否については別途その旨通知する。

### (1) 提出書類及び必要部数

本プロポーザルに参加する者は、以下に掲げる書類を作成すること。以下のア～オの構成で一式を製本（ホチキス留め不可）して、正本1部、副本10部を提出すること。なお、提出書類は電子媒体（CD-R等）1枚でも提出すること。

ア 表紙【様式6】

イ 企画提案書【様式任意】

企画提案書は下記提案課題「基本事項」及び「特定テーマ」に準じて作成すること。

#### ①基本事項

- ・業務実施方針
- ・業務の工程

#### ②特定テーマ

- ・新施設全体の計画について
- ・新施設の展示のあり方について
- ・その他アイデアについて

ウ 業務実施体制図【様式7】

エ 配置予定技術者の資格及び業務実績書【様式8】

※管理技術者、担当技術者及び照査技術者（各1名）合計3名までを審査対象とする。

オ 提案見積書【様式9】

### (2) 提出方法

持参または郵送、宅配便（いずれの方法でも提出期限内必着とする。）

### (3) 提出期限

令和3年6月14日（月）午後5時

### (4) 特記事項

提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。

## 8 選定方法

業者選定については、水木しげる記念館再整備基本構想・基本計画策定業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が定める審査項目により審査し、本業務に最も適した優先交渉権者及び次点者を選定する。なお、審査委員会は非公開とする。

### (1) 審査（プレゼンテーション）

ア 提案書の内容を具体的に説明することを主とし、必要に応じて補足説明をする。

イ プレゼンテーションは1者あたり40分（準備5分、説明20分、質疑10分、

片付け5分) 以内とする。

ウ プレゼンテーションの出席者は、管理技術者を含む3名以内とする。

エ 審査の詳細は、別途文書で通知する。

オ 審査の結果は、プレゼンテーションを実施した企画提案者全員に文書で通知する。

※ 机、いす、電源、スクリーンは境港市で準備するが、これ以外のものについては、参加者の負担において準備すること。

## (2) 審査結果の通知

審査結果は、令和3年6月28日(月)までに、参加者全員に通知する。

## 9 契約の締結

優先交渉権者として選定された者と契約締結の交渉を行う。ただし、契約交渉が不調のときは、順位付けを行った上位の者から順に契約締結の交渉を行う。契約手続きに係る詳細については、境港市契約規則に従い取り扱うものとする。

## 10 業務委託の範囲

本業務の範囲は別添仕様書を基本とするが、境港市の判断により、契約締結段階において、契約候補者の提案書の内容を追加等変更することがある。

## 11 失格

次に掲げるもののうち、いずれかに該当した場合には、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ 「2.(2) 委託予定額」を超えている場合

ウ 「3. 参加資格要件」を満たさなくなった場合

エ 審査の公平性を害する行為があったと境港市が認める場合

## 12 その他の留意事項

(1) 手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 本プロポーザルの参加に要する一切の経費については参加者負担とする。

(3) 境港市が提供する資料等は、本プロポーザルへの参加に係る目的以外に使用できず、また、本プロポーザル参加者は参加にあたって知り得た情報を、第三者に漏洩してはならない。

(4) 提出された提案書等については、本プロポーザルの目的以外に、提出者に無断で使用しない。

(5) 提出された提案書等は返還しない。

(6) 提出された提案書等は、水木しげる記念館再整備基本構想・基本計画策定業務の事業者を選定するための資料であり、提出された提案書等に関する著作権等の主張は認めない。

(7) 審査の過程内容については一切公開しない。また、審査結果に対しての異議申し立てについても受け付けない。

13 問い合わせ及び書類提出先

境港市産業部観光振興課（担当：古徳、立花）

住所 〒684-8501 鳥取県境港市上道町 3000 番地

電話： 0859-47-1068      F A X： 0859-44-7957

E-mail： kanko@city.sakaiminato.lg.jp

※ F A X または電子メールで送信した場合は、電話で受信確認を行うこと。